

雇用保険の求職者給付に係る特例措置に関する Q & A (令和 6 年能登半島地震関係)

(令和 6 年 12 月 27 日版)

令和 6 年能登半島地震により被災した地域の労働者の皆様を対象として、雇用保険の特例措置を実施しています。

この Q & A では、特例措置の内容や手続きについて記載しておりますのでご参照ください。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いについてのご相談は、お近くの[都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）](#)にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※ 令和 6 年 1 月 11 日に政令が公布され、令和 6 年能登半島地震による災害が激甚災害に指定され、激甚災害法 25 条に基づく雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例が実施されることとなりました。この Q & A は、この政令公布後の取扱いについて記載しています。

※ 同政令では、激甚災害法 25 条に基づく雇用保険の特例の対象地域は、災害救助法の適用地域とされています。

【目 次】

<労働者向け>

① 基本手当の受給手続き等関係

Q 1	基本手当を受給していましたが、地震の影響により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいでしょうか。
Q 2	地震の影響により交通手段が絶たれており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいでしょうか。
Q 3	雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。
Q 4	地震の影響により、求職活動を行うことができなかったのですが、失業の認定は受けられない（基本手当が受給できない）のでしょうか。

② 激甚災害法に基づく特例措置（休業する場合の特例）及び災害救助法の適用地域における特例措置（一時的に離職する場合の特例）関係

Q 5	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）のそれぞれの措置の内容について教えてください。
Q 6	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）の対象地域、対象労働者の範囲について教えてください。
Q 7	雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に証明書類などが何もない場合は手続きを進められないのでしょうか。
Q 8	事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者休業票」がもらえません。どうすればよいでしょうか。
Q 9	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）について、基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。
Q10	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）又は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）を利用して基本手当を受給したら、これまでの被保険者期間はどうなりますか。
Q11	給付制限期間が短縮される特例措置について教えてください。

③ その他

Q12	事業所が被災し、事業主から事業再開までの間自宅待機を命じられています。休業手当の支払いも受けていないのですが、どうすればよいでしょうか。
-----	--

Q13	雇用保険の基本手当は、例えば1か月でどの程度もらえますか。だいたいの金額でいいので教えてください。
-----	---

< 事業主向けQ & A >

① 激甚災害法に基づく特例措置（休業する場合の特例）関係

Q 1	従業員が「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）を受けるために、事業主はどのような手続きを行わなければならないのですか。
Q 2	「雇用保険被保険者休業証明書」は、どこで入手ができますか。
Q 3	「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類も提出する必要があるのでしょうか。賃金額を証明できる書類を用意できない場合は、手続きを行うことはできないのでしょうか。
Q 4	事業所が被災等したため、管轄のハローワークで手続きを行うことが困難なのですが、本社などで手続きを代行に行うことは可能ですか。
Q 5	「雇用保険被保険者休業証明書」は電子申請で提出することは可能ですか。
Q 6	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の対象となるのは、激甚災害の指定地域内にある事業所が事業を休止・廃止している場合に限られるのですか。
Q 7	激甚災害の指定地域内にある本社が地震の影響により休業し、これにより、指定地域外にある支店が休業するに至った場合、支店の従業員は「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の対象となりますか。
Q 8	労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は地震の影響を受けなかったものの、激甚災害の指定地域内にある「派遣先事業所」が地震の影響で一時的に閉鎖され、仕事ができなくなりました。この場合、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の対象となりますか。
Q 9	事業所の一部が地震の影響により休業し、一部の労働者のみが休業した場合は、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の対象となりますか。
Q10	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）について、「休業開始日」はいつになりますか。

② 災害救助法の適用地域における特例措置（一時的に離職する場合の特例）関係

Q11	従業員が「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に
-----	------------------------------------

	離職する場合の特例)を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
Q12	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例)の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。
Q13	激甚災害の指定地域外の事業所は、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)及び「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例)の対象にはならないのでしょうか。
Q14	営業を休止する期間が短期間であっても、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)又は「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例)を利用できますか。また、あらかじめ労働者に説明すべきことはありますか。

<労働者向けQ & A回答>

① 基本手当の受給手続き等関係

Q 1	基本手当を受給していましたが、地震の影響により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいでしょうか。
A 1	地震の影響により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日を変更することができます。 事前の申し出や、来所できない理由を証明する書類は不要です。

Q 2	地震の影響により交通手段が絶たれており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいでしょうか。
A 2	地震の影響により住居所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続きができますので、来所が可能なハローワークにお越しください。 ハローワークの一覧は こちら (http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html) です。

Q 3	雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。
A 3	電話でご相談いただけます。電話番号等は、A 2 のハローワーク一覧でご確認ください。

Q 4	地震の影響により、求職活動を行うことができなかったのですが、失業の認定は受けられない（基本手当が受給できない）のでしょうか。
A 4	地震の影響により、やむを得ない理由により予定していた求職活動ができなかった場合は、その期間内に求職活動実績がない場合であっても失業の認定（基本手当の受給）が可能ですので、認定日にその旨をハローワークの担当者にお伝えください。 なお、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。

② 激甚災害法に基づく特例措置（休業する場合の特例）及び災害救助法の適用地域における特例措置（一時的に離職する場合の特例）関係

Q 5	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）のそれぞれの措置の内容について教えてください。
A 5	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）とは、激甚災害の指定地域内の事業所が災害を受けたことにより事業を休止・廃

	止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方について、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できるというものです（通常は離職していなければ基本手当は受給できません。）。 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）とは、災害救助法適用地域（激甚災害指定がなされている場合は、激甚災害の指定地域及び隣接地域を含む。）内の事業所が災害を受けたことにより事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです（通常は再雇用が予定されている場合は基本手当は受給できません。）。 なお、いずれかの特例措置を利用して基本手当の支給を受けた方については、元の事業所での就業を再開し、雇用保険被保険者資格を取得しても、基本手当支給開始前の期間は被保険者期間に通算されません。 このため、いずれかの特例措置を利用後、早期に元の事業所から離職された場合については、受給資格（被保険者期間12ヶ月以上（倒産・解雇等の場合は6ヶ月以上）を満たさず基本手当を受給できない場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年以上必要）や、「育児休業給付」「介護休業給付」（いずれも被保険者期間が1年以上必要）の受給にも影響が出る場合がありますので、ご注意ください。
--	--

Q 6	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）の対象地域、対象労働者の範囲について教えてください。
A 6	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）は、激甚災害の指定地域（今般の令和6年能登半島地震については、災害救助法の適用地域と同じ。）内の事業所で雇用される労働者が対象となります。 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）は、災害救助法適用地域に加えて、その隣接区域内の事業所で雇用される労働者も対象となります。

Q 7	雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に証明書類などが何もない場合は手続を進められないのでしょうか。
A 7	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の適用を受ける方は、勤務していた事業所から交付された「雇用保険被保険者休業票」が必要となります。また、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）の対象者については、勤務していた事業所から交付された「雇用保険被保険者離職票」が必要となります。

	また、運転免許証等の身分証明書、本人名義の預(貯)金通帳(カード)、写真(縦3cm、横2.4cm)が必要です。 なお、上記の確認書類がない場合でも、特例措置による基本手当の受給に係る手続きができる場合がありますので、まずは、ハローワークに相談ください。
--	--

Q 8	事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者休業票」がもらえません。どうすればよいでしょうか。
A 8	事業主が必要な手続きを行っておらず、連絡がつかないような場合でも、本人の申し出等に基づいて手続きを進めることも可能ですので、まずは、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局に相談してください。 なお、ご相談いただく際には、給与明細や賃金振込額等が確認できる通帳など、できるだけ就業時の給与等の状況が分かるような書類をご持参いただければ、相談やその後の手続きを円滑に進めることができます。

Q 9	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例)について、基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。
A 9	これらの特例措置の対象となるには、休業日又は離職日前1年間に被保険者期間が6か月以上あることが必要です。 また、基本手当を受けられる日数(所定給付日数)についても、倒産・解雇等の理由により離職した者(特定受給資格者)と同じく手厚い日数となります。 なお、所定給付日数が終了してもまだ元の勤務先事業所に復帰できない場合は、原則60日間を限度として延長給付を受けられる場合があります。 一日当たりの支給額は、休業または離職の直前6ヶ月間の賃金から算出された賃金日額に45%～80%の給付率を掛けた額となります。 (参考) 特定受給資格者の所定給付日数 (https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html)、 受給できる額 (リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります) (https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001164122.pdf) その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

Q10	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)又は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例)を利用して基本手当を受給したら、これまでの被保険者期間
-----	---

	はどうなりますか。
A 10	いずれかの特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、元の事業所での就業を再開し、雇用保険被保険者資格を取得しても、休業または離職前の期間は被保険者期間に通算されません。 このため、いずれかの特例措置を利用後、早期に元の事業所から離職された場合は、受給資格（被保険者期間12か月以上（倒産・解雇等による離職の場合6か月以上）を満たさず基本手当を受給できない場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年以上必要）や、「育児休業給付」「介護休業給付」（いずれも被保険者期間が1年以上必要）の受給にも影響が出る場合がありますので、ご注意下さい。

Q 11	給付制限期間が短縮される特例措置について教えてください。
A 11	令和6年1月1日時点で激甚災害の指定地域内に居住している（いた）方であって、震災前から令和7年6月30日までの間に、正当な理由なく自己の都合により離職した方等は、給付制限期間（原則2か月）が1か月に短縮されます（ただし、令和6年1月1日時点ですでに待期満了後1か月を経過している方は、同日以降給付制限が解除され、基本手当の支給が受けられます。）。 このため、待期満了後1か月が経過した場合は、ハローワークから指定された認定日に関わらず、速やかにハローワークにご来所ください。 また、令和6年1月1日時点で激甚災害指定地域内に居住している（いた）方であって、同日以降新たに基本手当の手続をされる方は、待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができますので、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

③ その他

Q 12	事業所が被災し、事業主から事業再開までの間自宅待機を命じられています。休業手当の支払いも受けていないのですが、どうすればよいのでしょうか。
A 12	休業中に事業主から休業手当が支払われていない方については、事業主がハローワークへ雇用保険被保険者休業証明書を提出し、ハローワークから事業主を通じて休業票を本人へ交付します。その休業票を本人がハローワークに提出することで、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」の対象となり、雇用保険の基本手当を受給できる場合がありますので、事業所とよく相談してください。 なお、事業主が当該制度の詳細をご存じない場合は、ハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせいただくようお願いください。
Q 13	雇用保険の基本手当は、例えば1か月でどの程度もらえますか。だいたいの金額でいいので教えてください。

A13	正確な金額はハローワークにご提出いただく離職票や休業票に基づき計算しますが、給与の総支給額（保険料等が控除される前の額。以下同じ。賞与は除きます。）により、概ね以下のとおりです。 平均して月額約15万円の場合 支給額は月額約11万円 平均して月額約20万円の場合 支給額は月額約13.5万円 平均して月額約30万円の場合 支給額は月額約16.5万円 ※ 離職前の年齢、賃金により、給付率は45%～80%になります。 ※ 給付額には上限があり、年齢により日額7,065円～8,635円（令和6年8月1日から令和7年7月31日までの場合）です。 ※ 雇用保険の基本手当は非課税です。 ※ 通常は、失業認定日の約7日後にあらかじめ登録いただいた預(貯)金口座に振り込みます。 (参考) 受給できる額（リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります） (https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001164122.pdf) その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。
-----	--

<事業主向けQ & A回答>

① 激甚災害法に基づく特例措置（休業する場合の特例）関係

Q 1	従業員が「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）を受けるために、事業主はどのような手続を行わなければならないのですか。
A 1	本特例措置は、令和6年1月1日以降に事業を休止又は廃止した場合に適用されます。 雇用する労働者が本特例措置を受けるためには、事業主は、原則として、激甚災害法に基づく指定のあった日（令和6年1月11日）（休業開始日が1月11日以降である場合は休業開始日）から30日以内に「雇用保険被保険者休業証明書」を事業所を管轄するハローワークに提出していただくことが必要です。 ただし、30日以内に事業所管轄のハローワークへの提出が困難な場合には、30日経過後又は他のハローワークに提出していただくことも可能ですので、いずれにしても、労働者が迅速に給付を受けられるように、すみやかに手続を行っていただくようお願いします。 ハローワークにおいては、提出された「雇用保険被保険者休業証明書」の内容を確認した上で、「雇用保険被保険者休業票－1」及び「雇用保険被保険者休業票－2」をお渡ししますので、当該書類を休業された労働者にお渡ししていただくようお願いします。

Q 2	「雇用保険被保険者休業証明書」は、どこで入手ができますか。
A 2	「雇用保険被保険者休業証明書」は、「雇用被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を用いて作成していただきます。それぞれの書類の余白に「休業」（赤色）と表示をした上で、個人番号記載欄や離職理由欄などに斜線を引いていただき、事業所管轄のハローワークに届け出ていただくこととなります。 なお、これらの書類は、ハローワークにて配布しています（来所が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。）。 また、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロードすることができます。 ※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。 https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=koyohohiSoshitsuLink

Q 3	「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類も提出する必要があるのでしょうか。
-----	--

	賃金額を証明できる書類を用意できない場合には、手続を行うことはできないのでしょうか。
A 3	「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金支払額を証明できる書類の提出が必要ですが、事業所の被災等により賃金台帳などの賃金額を証明できる書類が提出できない場合であっても、手続を進めることができる場合がありますので、まずは、ハローワークにご相談ください。

Q 4	事業所が被災等したため、管轄のハローワークで手続を行うことが困難なのですが、本社などで手続を代わりに行うことは可能ですか。
A 4	本社など他の事業所において、被災した事業所に代わって手続を行うことも可能ですが、その場合には、被災した事業所名で「雇用保険被保険者休業証明書」を作成し、被災した事業所を管轄するハローワークへ提出してください。郵送や電子申請も可能です。ただし、郵送や電子申請が困難な場合は、本社を管轄するハローワークへ提出することも可能です。

Q 5	「雇用保険被保険者休業証明書」は電子申請で提出することは可能ですか。
A 5	電子申請でも提出が可能です。具体的な申請の手順は e-Gov に掲載しています。 【雇用保険】令和6年能登半島地震による激甚特例による休業に伴う休業証明書の電子申請について https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/news/mhlw/2024-01-11t1024120900_1451.html

Q 6	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の対象となるのは、激甚災害の指定地域内にある事業所が事業を休止・廃止している場合に限られるのでしょうか。
A 6	「激甚災害に基づく雇用保険の特例措置」（休業した場合の特例）は、激甚災害の指定地域内に所在し、災害を受けたことにより、休止・廃止した事業所に雇用される労働者が対象になります。 また、事業所が激甚災害の指定地域外にあったとしても、労働者が激甚災害の指定地域内にある就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）で就労している場合には、当該就業場所が災害を受けたことにより、休止・廃止した場合には、本特例措置の対象になります。

Q 7	激甚災害の指定地域内にある本社が地震の影響により休業し、これにより、指定地域外にある支店が休業するに至った場合、支店の従業員は「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）の対象となりますか。
-----	--

A 7	激甚災害指定地域外にある支店が休業した場合の労働者の休業は、本特例措置の対象となりません。
-----	---

Q 8	労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は地震の影響を受けなかったものの、激甚災害の指定地域内にある「派遣先事業所」が地震の影響で一時的に閉鎖され、仕事ができなくなりました。この場合、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)の対象となりますか。
A 8	労働者が実際に就業している場所である激甚災害の指定地域内の「派遣先事業所」が災害を受けたため休止・廃止したことにより、派遣労働者が休業せざるを得なくなってしまう場合には、特例措置の対象となります。

Q 9	事業所の一部が地震の影響により休業し、一部の労働者のみが休業した場合は、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)の対象となりますか。
A 9	事業所の一部の労働者の方だけを休業させる場合も、休業した労働者は「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)の対象となります。

Q 10	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例)について、「休業開始日」はいつになりますか。
A 10	実際に労働者が休業を開始した日(賃金が支払われなくなる日)が休業開始日となります。 例えば、地震発生時点まで就労し、そこまでの賃金が支払われた場合は、地震発生の翌日が休業開始日となります。

② 災害救助法の適用地域における特例措置(一時的に離職する場合の特例) 関係

Q 11	従業員が「災害救助法の雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例)を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
A 11	事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を、事業所を管轄するハローワークに提出していただくこととなります。 なお、休業前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続をすみやかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、本人の申し出等で手続を進められる場合もありますので、まずは、ハローワークに相談してください。 これらの書類は、ハローワークにて配布しています(来所が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。。「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙

	は、インターネット（※）からのダウンロードも可能です。 ※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。 https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=koyohohiSoshitsuLink
--	---

Q12	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。
A12	書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄するハローワークになりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合などは、他のハローワークに提出いただいてもかまいません。

Q13	激甚災害の指定地域外の事業所は、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）及び「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例）」の対象にはならないのでしょうか。
A13	「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）は、令和6年能登半島地震発生時（令和6年1月1日）に激甚災害の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所で勤務していた方が対象になります。 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）は、令和6年能登半島地震発生時（令和6年1月1日）に災害救助法適用地域及びその隣接地域内の事業所で勤務していた方が対象となります。 なお、いずれの特例措置も、労働者が雇用されている事業所は対象地域外であっても、労働者の実際の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が対象地域内の場合は利用できます。

Q14	営業を休止する期間が短期間であっても、「激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例）又は「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例）を利用できますか。また、あらかじめ労働者に説明すべきことはありますか。
A14	労働者が休業または一時離職する期間が短期間であってもこれらの特例措置は利用できますが、これらの特例措置を利用して基本手当の支給を受けた方は、休業又は一時離職が終了し、元の事業所で就業を再開して改めて雇用保険被保険者資格を取得した場合、休業又は離職前の雇用保険の

	被保険者であった期間は通算されません。 このため、いずれかの特例措置を利用後、早期に元の事業所から離職された場合は、受給資格（被保険者期間12か月以上（倒産・解雇等による離職の場合6か月以上）を満たさず基本手当を受給できない場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年以上必要）や、「育児休業給付」「介護休業給付」（被保険者期間が1年以上必要）の受給にも影響が出る場合があります。 この点は重要ですので、特例措置を利用される際には、労働者の方に必ずお伝えください。
--	--